

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準の一部を改正する件（案）に関する御意見の募集について

平成 30 年 2 月 8 日  
厚生労働省社会・援護局  
障害保健福祉部精神・障害保健課

今般、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準（平成 8 年厚生省告示第 90 号）の一部改正を行うこととなりましたので、別紙について、下記のとおり御意見を募集いたします。

記

1. 御意見募集期間

平成 30 年 2 月 8 日（木）から平成 30 年 3 月 9 日（金）まで（郵送及び F A X の場合も当該期間までに必着）

2. 御意見募集対象

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準の一部を改正する件（案）について（概要）

3. 御意見提出方法

次のいずれかの方法にて、御提出願います。

○ 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 企画法令係 宛て

○ F A X の場合

03-3593-2308

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 企画法令係 宛て

○ 電子政府の（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

4. 御意見提出に当たっての注意事項

提出していただく御意見については、件名に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第十九条の八の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準の一部を改正する件（案）について」と明記の上、日本語で御提出くださいますよう、お願いいたします。

また、個人の場合は住所・氏名・年齢・職業を、法人の方は法人名・法人の主たる事業所の所在地を記載してください。提出いただいた御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがあります。

なお、いただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、御了承下さい。

以上